

D-2. 負担軽減費について

治験に参加された場合、治験のスケジュールどおりにご来院いただく必要があります（健康成人対象試験の場合は以下青字を削除：、通常の診療よりも来院の回数が増えることがあります）。そのため、治験参加に伴う交通費などの負担を軽減する目的で、治験のための来院ごと、あるいは治験のための入退院 1 回につき、事前に決められた金額をお支払いします。

これらの費用は、「負担軽減費」といわれており、受け取る、受け取らないはあなたの意思で決定することができます。

なお、この負担軽減費は、税法上の雑所得にあたります。そのため、確定申告が必要となる場合があります。

この治験における負担軽減費は以下のとおりです。

負担軽減費 ＜参加に伴うあなたへのお支払い＞	治験のための来院ごと、あるいは治験のための入退院 1 回につき 7,000 円（宮城県外に居住されている場合：10,000 円） 対象期間：治験参加同意日から観察期間終了まで 支払い方法：月ごとにまとめて、あなたの指定する金融機関の口座に、翌月に振り込まれます。受け取りを希望される場合は、振り込み先の銀行名、口座番号等を別途お渡しする用紙にご記入ください。
作成ガイド * 各実施医療機関での規定および運用に従い、期間や費用、支払い時期を記載する。	